

コギダスサイクルステーション設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車を活用した観光振興を推進するために、阿蘇地域におけるサイクリングをより安心して快適に楽しんでもいただくためのサポート拠点をコギダスサイクルステーション（以下「サイクルステーション」という。）として、サイクルステーションの設置に関し必要な事項を定め、自転車を移動手段とする来訪者の利便性を高める環境を整えるとともに、滞在交流型観光の実現による豊かな地域づくりを目的とする。

(設置方法)

第2条 サイクルステーションは、阿蘇サイクルツーリズム学校「コギダス」協議会（以下「協議会」という。）が設置を適当と認める場所の事業者または団体に依頼するほか、設置を希望する事業者もしくは団体等からの申出により、双方の合意に基づき設置する。また、サイクルステーションが相互の情報共有を行うことで、来訪者に提供するサービスの充実を図る。

(認定条件)

第3条 サイクルステーションは、原則として以下の条件をすべて満たす公共施設や店舗等、誰もが立ち寄ることのできる公共的な空間に設置する。

(1) サイクリストへの理解やおもてなしの気持ちを持っていること。

(2) 次のサービスを提供できること。

- ・来訪者への観光案内
- ・トイレの使用
- ・自動販売機を含む給水設備の利用
- ・サイクルラックの設置
- ・空気入れの貸出し

(届出)

第4条 サイクルステーションを開設しようとする者（以下「開設予定者」という。）は、コギダスサイクルステーション開設申込書（様式第1号）

を阿蘇サイクルツーリズム学校「コギダス」協議会長（以下「協議会長」という。）に提出する。

（認定）

第 5 条 協議会長は、前条の規定による申込書の内容について開設予定者と協議し、コギダスサイクルステーション設置認定証（様式第 2 号）を交付するものとする。

（物品等の支給）

第 6 条 協議会長は、前条で認定した開設予定者に対し、サイクルステーション業務に必要な次の物品を支給する。

- （1）サイクルステーションの看板
- （2）サイクルツーリズム関連広報物
- （3）観光案内広報物
- （4）その他協議会長が必要と認めたもの

2 開設者は、活動中、協議会から配布するサイクルステーションの看板を、来訪者がわかりやすい場所に掲示するものとする。

（庶務）

第 7 条 サイクルステーションの庶務は、協議会事務局において処理する。

（費用）

第 8 条 第 6 条の規定に基づき支給された物品以外のサイクルステーションにかかる一切の費用については、開設者が負担するものとする。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、サイクルステーションの運営に関し必要な事項は、協議会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。